

以と經濟
以下經濟

者を聘して政教の顧問となししより、各藩の政治は藩主の專斷に出づるにかゝはらず、施政おのづから一致し、文武をあげまし、風俗を正し、勤儉をすゝむると共に産業の發達をはかるなど、共通せる點すこぶる多かりき。

儒學と共に盛になりしは國內の産業なり。江戸時代に於て明主の譽ある人は、必ずみづから衣食を節して質素の模範を示し、儉約を士民にすゝむるを常とすれば、これと同時にまた大いに意を殖産興業にそゝぎて國民の福利を増進せんことにつとめたり。

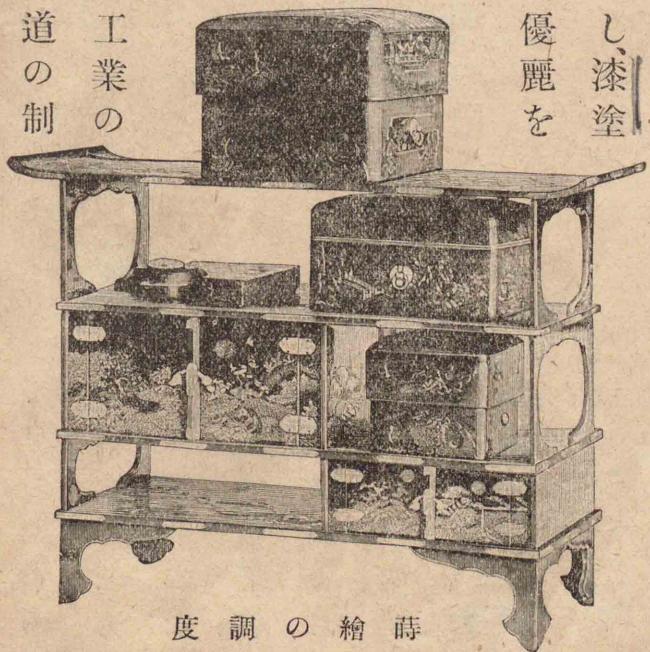
金座・銀座
金銀銅貨
東洋西洋
幕末大判

農工商業の
進歩
ヲ
設ケテ
ヲ
鑄セヌ
貿易

家康以來、幕府は佐渡・越後・但馬・石見など諸國の礦山を盛に發掘し、金座・銀座を設けてあまたの金・銀・銅貨を鑄しめ、また廣く東洋・西洋の諸外國と貿易を興して莫大の利益を收め

たりき。然るに鎖國以後外國貿易を支那・オランダの二國に限り、しかも金銀の海外に流出するを防がんがために、新井白石の建議を納めて貿易の額に制限を加へたれば、外國との通商はしだいに縮少せられぬ。かゝる間に、國內の産業はこれに代りて興れり。中にも、わが國は古より瑞穂の國と稱して農業を以て立國の本となしたるを以て、幕府ははやくよりこれを重んじ、士農工商の階級を立てて農民をば武士の次に列して庶民の主位に置き、また田地の永代賣を禁じて富豪の兼併を防ぎ、貧しきものまたは病めるものの田地は隣人をしてその耕作を助けしめなどしたり。かくて元祿時代の前後には、各地に新田の開かるゝありて農事もやうやく進み、農書もはじめて刊行せらる。安藝の人宮崎安貞は

諸國をまはりて栽培の法を究め、遂に農業全書十卷を著せり。工業もこの頃よりいよく發達し、意匠すぐれて雅致ある陶器、各地に製造せられ、また社會の華奢につれて、金工は刀劍の裝飾に精巧をつくし、漆塗は調度の蒔繪にすこぶる優麗をきはめぬ。織物には東北地方の絹布、關西地方の木綿類最もあらはれしが、服飾の美を競ふに至りて、縮緬・友禪染・鹿子絞などの製出盛になれり。農工業のかく進歩したると共に、街道の制



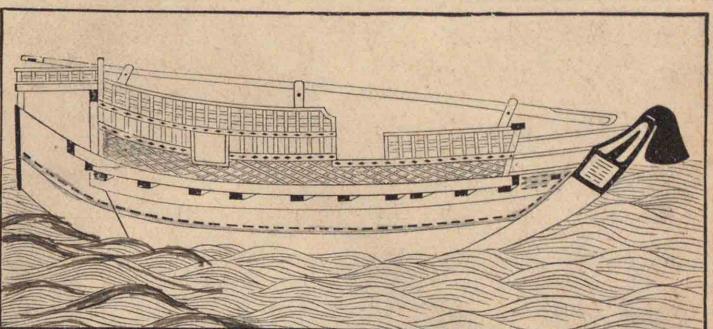
蒔繪の調度

工芸
陶器一種
金一刀
漆器
織物
絹布
友禪
河村
問屋
商業
商用
漆器
蒔繪
劍
致アル意匠
書

絞脚
絞纏
鹿子絞
瑞賢
組合

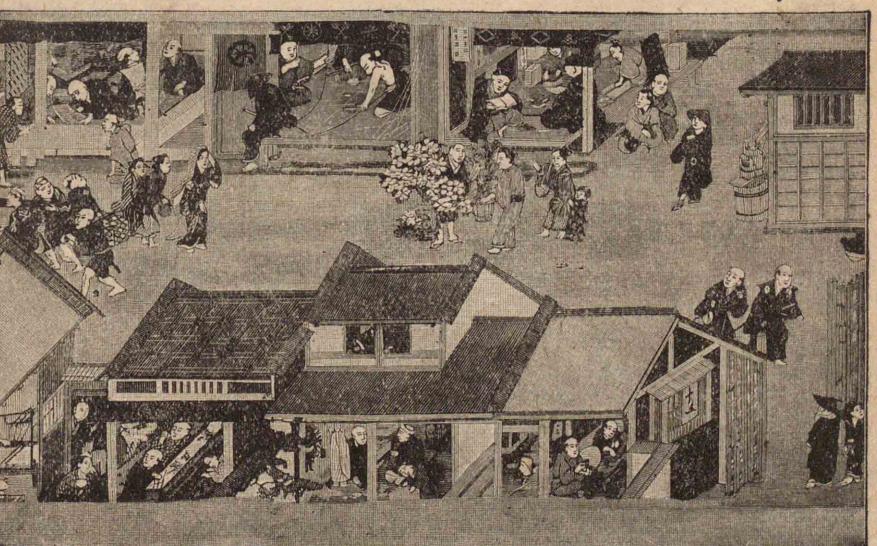


整ひ交通も便利となりしかば、商業また盛となり、商用の飛脚も江戸・京都・大阪の三都の間を往来し、後には東北地方に及べり。また河村瑞賢の力により、奥羽の米穀類屋を東西の兩航路によりて遙かに江戸に廻送するの途開かれしがついで江戸・大阪の商人ら問屋組合を作りて菱垣廻

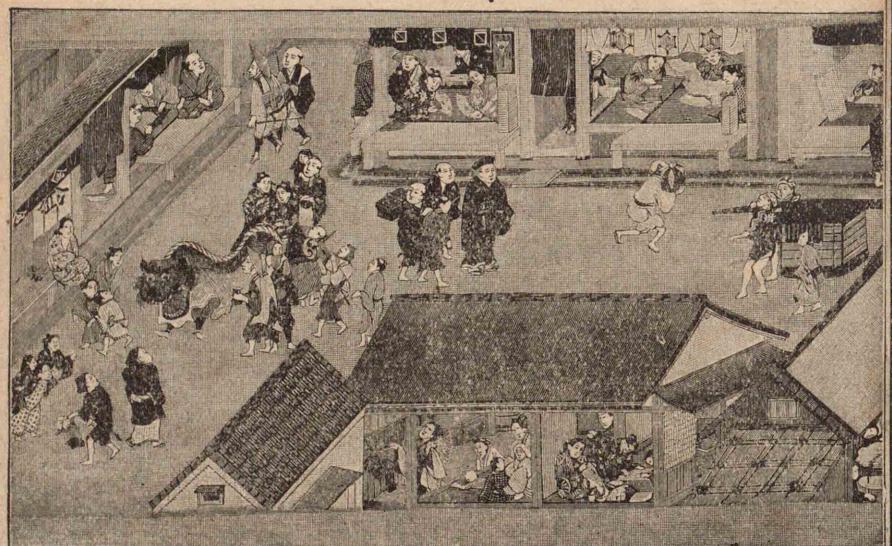


船を通ず
るに及び、
菱いよ／＼
盛をうな
がしぬ。

垣
回
八代將軍
吉宗の職
に就くや
特に心を
經濟に用ひ、常に綿服をまと
ひ、華麗なる門を毀ちなどし



の都京



商店店

て社會に節約をすゝむると
共に、一面大いに殖產興業を
奨励せり。當時朝鮮人蔘は高
價にて容易にあがなひがた
く、砂糖はもつぱら支那に輸
入をあふぐの様なりしかば、
吉宗はみづから指圖して城
内に人蔘を栽培せしめ、また
甘蔗を植ゑて砂糖の製法を
研究せしめたり。且、甘藷の凶
荒をすくふに効あるを察し、
その苗を各地に分ち、栽培法

上吉宗
人蔘
砂糖
新田ヲ
水利ヲ
檢地

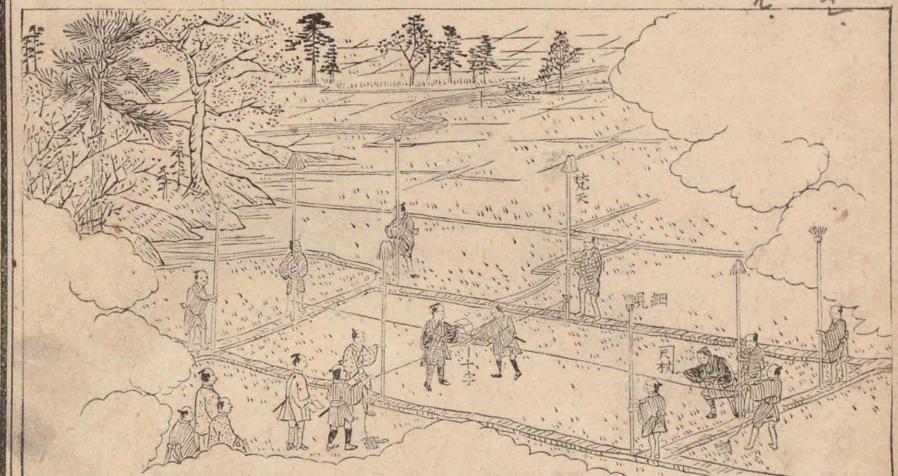
葵草
甘藷
開久
便え

吉宗ノ政治
小儉約
武藝云
實用
人材各
財政
百貨定
聖神
用

吉宗 檢地ヲ行
水利ヲ起
荒地開墾
結果里
國內ノ需要ヲ滿タ
新田ヲ作ル
灌漑良辰
ノ田制ヲ正ス

各國名產
薩摩
土佐
阿波
四國中國
紀州
四甲州
東北地方

煙草
鰹節
藍
食鹽
密柑
葡萄



地 檢

を教へて繁殖をはかりしかば、
しばらくにして諸國に傳播し
農家の常食の補となりぬ。なほ
吉宗は諸國に檢地を行ひて田
制を正し、また水利を起して灌
漑に便し、荒地を開墾して新田
を作らしむるなど、しきりに勸
農の法を講ぜしかば、連年米穀
の產額おびたゞしく、國內の需
要を満たして餘あるに至れり。
こゝに於て諸藩もこれになら
ひてつとめて産業を奨励せし

より、薩摩の煙草、土佐の鰹節、阿波の藍、四國・中國の食鹽、紀州の蜜柑、甲州の葡萄、東北地方の蠶業など、各國の名產はたい
ていこの頃より興れり。

この後も諸藩主のうちに、殖産の奨励と節約の勵行とに
よりて藩内の經濟を豊にし、平生備荒貯蓄につとめて、凶年
にあひても士民をしてよくその災厄を免かれしめたるもの
の少からず。中にも出羽米澤の藩主上杉治憲、肥後熊本の藩
主細川重賢はその治蹟最もいちじるしく、明主としてなら
び稱せらる。また民間にも意を産業にそゝぎしもの多く、出
羽の人佐藤信淵ははやくも西洋の學說を交へて農業の開
發を論じ、相模の人二宮尊徳は殖產理財の實際に精しく、諸
藩に招かれて荒地を開拓し財政を整理し、また報徳社を起

報徳社ヲ起シテ
佐藤信淵
西洋ノ學說ヲ交
開拓ノ論文
二宮尊徳
殖產理財ニ實業
新田ヲ作ル
水利ヲ起
荒地開墾
結果里
國內ノ需要ヲ滿タ
新田ヲ作ル
灌漑良辰
ノ田制ヲ正ス

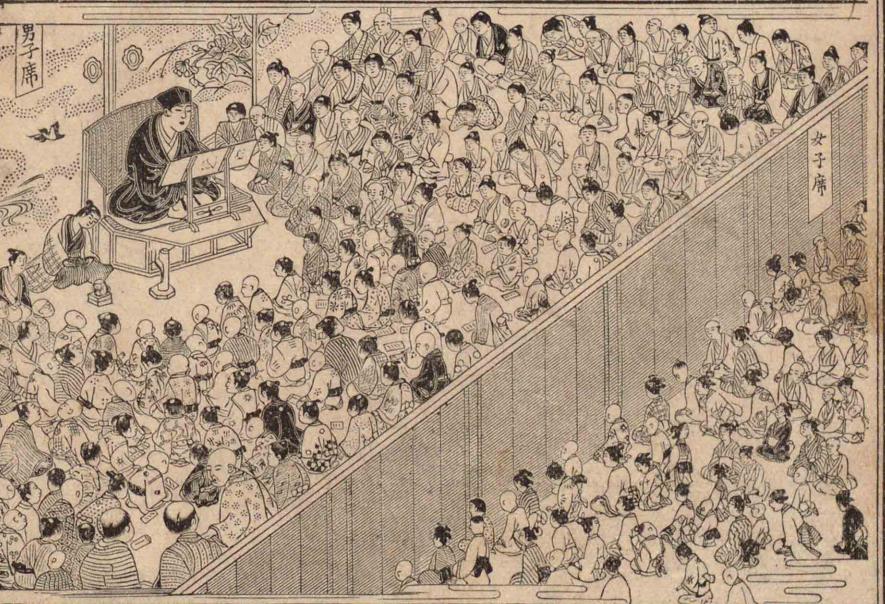
民間に於ける文藝の發達

して小民相互の扶助をはかりたりき。

庶民
寺小屋
洋瑠璃
芝居
和歌
芭蕉
松尾
浮世繪
讀書
算術
習字
心學
講義

門左衛門
芭蕉

かくの如く農・工・商の諸業
おひく發達して、これら
に從事する庶民もやうや
く社會に擡頭し來り、中にも
商人の巨萬の富を重ね
て勢力を振ふものしだい
に多くなりぬけだし幕府
及び諸藩に於ける儒學の
教育は、おほむね武士の階
級にとどまりて庶民の間



心學講義

高史三



居 芝

に及ばず、庶民はわづかに寺子屋
にて讀書・算術・習字などを修め、ま
た心學舎にて卑近なる日常の道
徳を學び、處世の途を教へられた
るに過ぎざりき。されど庶民の擡
頭し來るにしたがひて文藝もお
のづからその間に發達し、芝居・淨
瑠璃・俳句などは山村僻邑にもあ
まねく流傳し、またおもに民間の
風俗を寫したる浮世繪・錦繪の類
盛に刊行せらる。なほ小説・狂歌な
どの作者も多く民間より出でて

廣く庶民に歓迎せられたり。

第九 尊王思想の勃興と王政復古

江戸時代太平久しううち續きて學問の開くるにしたがひ、尊王の思想おのづから起りてやうやく社會にひろまり、當時の思潮を動かしたり。けだし萬世一系の天皇御みづから國家統治の大權を行はせたまふは、實にわが國體の本質なり。然るに時勢の變遷は政權武家の手にうつり、源賴朝鎌倉に幕府を開きしより、武家相ついで國政を執るの變態を生じたり。さればはやくも後鳥羽上皇は王政を回復せんとの御志あり。すてにして北條氏、源氏につぎて政權をほしいままにし、しばく聖旨にそむきたるより、上皇はやむなくこ

れを討たんとはかりたまひ、遂に承久の變となりしが、いまだ御志をとげたまふこと能はざりき。そののち幕府は六波羅府を置きてひそかに京都の監察に備へ、皇位繼承の御事にさへ容喙するに至りたれば、第六代後醍醐天皇はその不臣を憤りたまひ、遂に北條氏を滅して建武中興の大業を興し、はじめて後鳥羽上皇の御遺志を成したまへり。されど武家の勢力を根絶すること能はざる間にはやくも足利尊氏らのために乗ぜられ、中興の業むなしく破れ、天皇は吉野に遷幸したまふ。これよりおよそ六十年の間、御歴代のさかなる御意氣と、北畠・楠木・新田・菊池など勤王諸將の忠節とにより、よく御勢力を維持したまひたり。然るに第九代後龜山天皇、天下の紛亂絶ゆる時なく、萬民の塗炭に苦しむをおぼしめ

され、京都にかへりて神器を代百後ご小松天皇に傳へたまひし後は、政權室町幕府に歸し、武家政治再び起りて以て江戸時代に至りぬ。

江戸幕府の
京都に對する政策

江戸時代には封建の制度全く整ひて、京都に對する政策も立ち、幕府は大いに權勢を朝廷の内に張れり。まづ幕府は京都に所司代よしろだいを置き、板倉勝重・重宗父子をはじめ常に人材を抜んでてこれに任じ、皇室・公卿の動靜をうかゞひ、兼ねて關西の地方を制せしむ。また朝廷に奏したてまつるべきことあるをりは、武家傳奏ぶけんそうをへて關白に通せしが、これらの要路に當れる官職には、また幕府に關係深き人々を推舉して公幕の疏通そつうをはかれり。加ふるに公家諸法度くげいしょほうど十七箇條を作り、天皇の御學問の事を定めてもつぱら政道及び和歌を學び

たまふべしとなせるなど、朝廷の御事に干渉し、またしばしば權勢にまかせ、この法度ほうとを勵行して朝臣をおさへたり。殊に朝廷の御料は公卿の所領などと合はせて僅かに十餘萬石にして、一大名の收入にも過ぎざるほどなり。されど一般に國民は久しく武家政治になれてその變態を疑はざるのみならず、まゝ國體の辨なく、大義名分の何たるを知らざるもの少からざりき。

然るに元祿時代の前後、儒學のますく盛なるに及びて、儒者にして國體の本質を説くものやうやくあらはれたり。會津の人山鹿素行やまのしかくそぎょうは特にわが武士道を研究してその教を立て、また中朝事實を著して皇統の神聖を明かにし、國體の尊嚴を説きて大いに國民に覺醒かくせいを與へぬ。またこの頃朱子學

派に山崎闇齋あり、京都の吉田家につきて神道を學び、これに儒學を交へて一派の神道を開きたりしが、もとこれらの神道は佛教の教義を交ふるところあるも、主として日本書紀の神代の卷を尊重し、これを本として教を立つるにより、おのづから尊王愛國の精神を傳へ、遂にこの學派に竹内式部・山縣大貳の如き尊王家を出すに至れり。水戸の藩主徳川光圀は殊に朝廷を尊び、闇齋派の學者をはじめあまたの儒者を集め、大日本史を編纂して大義を明かにし、夙に神道と儒教との一致を唱へたりしが、さらに幕末に及びて藩主齊昭は藤田東湖と共に盛に國體の尊嚴を唱へ、いはゆる水戸の學風を發揮せり。さればこの學風にならへる諸藩にては、おほむね聖堂の側に產土神をまつり、神官をして釋奠に

來船力ヒト
地理傳學
彦の平歴
柳子新端
高山房人
史手稿
山鹿素行
山崎闇齋
山縣大貳
越後の人
尊王家
神道

あづからしむるなど、儒教のうちにもすこぶる國風を帶ぶるところありて、大いに國民精神を鼓舞したり。なほ幕末尊王の志士・學者には、儒學の流を汲める人々はなは多かりき。

また元祿の頃僧契沖國學研究の端を開きしが、のち荷田春満・賀茂眞淵らをへて本居宣長・平田篤胤に至り、その學はじめて大成せらる。これらの學者は、從來の佛教または儒教を交へたる神道をしりぞけ、たゞにわが古典の精神に復歸せんとして、純粹神道を唱へ、もつぱら古史・古文の研究によりて、わが國家の由來と國民の性情とを明かにし、熱烈に國體の尊嚴君臣の大義を説きて、大いに社會の思潮を動かしたり。されば尊王の思想はまたこれによりて鼓吹せられ、國

尊王者
山鹿素行
山崎闇齋
竹内式部
山縣大貳
藤田東湖
齊昭
高山房人
史手稿
山鹿素行
山崎闇齋
山縣大貳
越後の人
尊王家
神道

本居宣長
平尾胤
賴山陽
原山彦九郎
蒲生君平

尊王思想社
會の
にみなぎ

本居宣長

國學考

第九

尊王思想の勃興と王政復古

九十九

學者及び神道家にあまたの尊王家を出すに至れり。
かくて國史の研究もいよく盛なるにつれ、賴山陽の如き

は主として力をこれに盡し、その卓抜なる識見を流暢なる文章によせて人心を鼓舞し、高山彦九郎・蒲生君平の如き

は太平記を愛讀して感奮し、四方に周遊して尊王の大義を唱へたり。こ

こに於て尊王の思想は廣く社會にみなぎり、遂には幕府の專横を憤りて、これを倒して王政を復せんとはかるもの輩出し、やうやく幕府の根柢を動搖せしめたり。

印度經略の
シアの南下

かゝるをりから外交上の問題はますく時局を紛糾せし



賴山陽

めて、幕府の自滅をうながしぬ。これよりさきヨーロッパの形勢は大いにかはり、ポルトガル・イスパニヤの兩國はすでに衰へ、これに代りてフランスは大陸に、オランダは海上に勢力を得たりしが、ほどなくイギリス勢盛となり、フランスと印度を争ひてしだいにこれが經略の歩を進め、オランダ人を壓倒して東洋貿易の利を奪はんとせり。またロシヤははやくも意を東方の經營に用ひ、まづ人煙稀なるシベリヤの地方を手に入れ、ますく南下して清國と地を接するに至り、これと條約を結びて兩國の國境を議定せり。この頃ペートル大帝出でてカムチャッカ半島を經略せしを發端とし、しだいに千島列島より樺太にわたりてその勢力を張れり。これよりロシヤはしばく來りて通商を我に求め、その聽か

海防攘夷論
攘令と外國船擊撃

れざるに及びてたび々 北邊に寇あたせしかば、幕府はこれが防備に苦心したりき。林子平・間島・林義
この時に當りヨーロッパに於ては、フランスにナポレオン皇帝興り、しきりに諸國を征服し、オランダをもその屬國となせり。イギリスは當時フランスを敵として争ひたりければ、オランダ船を捕へんがために、その軍艦突然長崎港に亂入したり。この後もイギリス船はしばくわが西邊に寇して暴行をほしいまゝにせしかば、海防・攘夷の論にはかにかまびすしく、遂に第百二代仁孝天皇の文政八年、幕府は令して外國船のわが海岸に近づくものはことごくこれを擊撃はしめ、またわが商船・漁船などの外國船に接近するを嚴禁し、以て祖法の鎖國政策を勵行せり。

第一回の外
第一回の外
第一回の外開港論と外國船擊撃
の緩和攘令

然るに海外の事情に通せる洋學者の中には、外國船擊撃の無謀なるを論じ、とうてい開國のやむべからざる旨を主張するものあり。あたかもこの頃隣邦清國はアヘン輸入の事につきてイギリスと戰端を開きて利あらず、上海・廣東などの五港を開き、且、香港を割譲し、償金を出して和を結べり。この敗戦の報達するや幕府もかんがみるところあり、天保十三年外國船擊撃の令を緩めて、漂着の外國船には薪水・食料を給して歸國せしむることとせり。

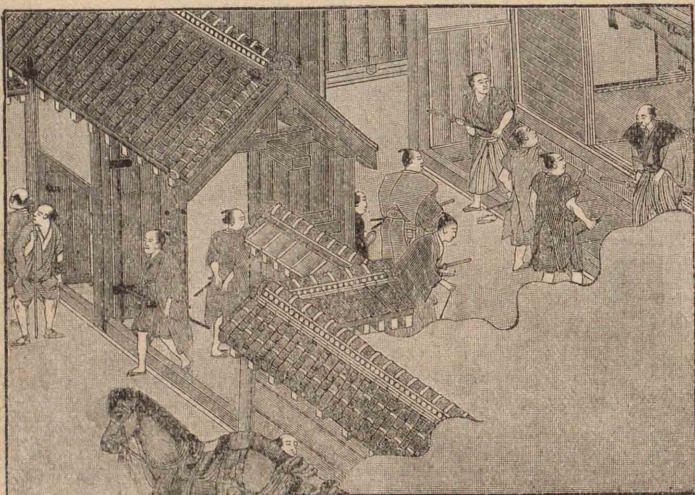
時にアメリカ合衆國は新に清國と貿易を開き、また太平洋に於ける捕鯨事業を起せしより、それら船舶の寄港地を我に求めんとて開港を迫り來れり。幕府は取りあへずこれと和親條約を結びて下田・函館の二港を開きしも、合衆國はな

ほ進みてしきりに通商をうながせり。たまくイギリス・フランスの兩國は同盟して清國と戰を開き大いにこれを破りたれば、その勢に乗じて我が國に通商を迫らんとするの風説あり。こゝに於て幕府は事態すこぶる切迫せりと見て、紀元二千五百十八年第百二孝明天皇の安政五年六月、勅許を待たずして斷然合衆國との通商條約に調印し、ついで諸外國ともこれに準じて通商條約を締結し、外交はいよ／＼多事となれり。



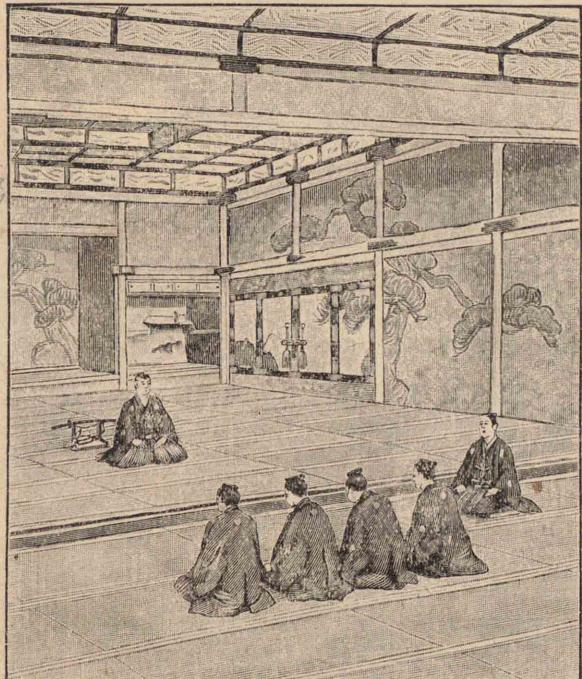
文末の約條のとスリギイ

公卿及び志士の中には、幕府が勅許を待たずして條約に調印せしを憤り、時の大老井伊直弼の専斷をとがむるもの多かりしが、たまく將軍繼嗣の問題に直弼衆議をしりぞけたれば、いよ／＼世論をひき起せり。然るに直弼は安政の大獄を起して反対せるものをことごとく罪し、ために人々の怨を受け、遂に櫻田門外に要擊せられて身を果ししかば、幕府の威光にはかに墜ち、内外の問題日を追うて紛糾を重ねぬ。時に幕府



す徵を言の建四府幕

は士風すでに廢れ、財政また窮乏を告げてもはや實力を有せざれば、今までの如く國事を専行すること能はず、廣く四民の建言を徵するのやむを得ざるに至れり。將軍慶喜すなはちこの大勢を察し、政令を一にして内外多事の際に當らんと欲し、京都二條城にて諸藩の意見を聽き、紀元二千五百二十七年慶應三年十月十四日、決然大政奉還の表を



朝廷に上る。その文にいはく、

當今外國の交際日に盛なるに依り、愈々朝權一途に出で不申候ては綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉歸廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕り候へば、必ず海外萬國と可立候。臣慶喜國家に所盡不過之と奉存候。

と慶喜さらには將軍職を辭し、ついで全國の諸藩主みな將軍にならひてその版籍を奉還せり。第百二代明治天皇いづれもこれを嘉納したまひたれば、從來の私民・私土は再び公民・公土となり、大政朝廷にかへりて明治維新的大業こゝに全く成れり。

思ふに封建・世襲の制度はどうてい開國進取の時勢に適すべくもあらず、その舊習を破りて人材を登庸し、また私民・私

土をやめて政權を朝廷に收むべきは、まさに大化革新の際に於けると相似たり。しかもいづれもまづ下より政權を奉還したるを以て、まゝ外國の政變のをりに起れるが如き、大なる紛亂を見ざりき。かくて賴朝以來おそそ七百年にわたる武家政治も一朝にして跡を絶ち、王政復古の新政着々として進み、國體の精華はいよいよ發揮せられぬ。

第十 治制度の發達 立憲政體の確立

江戸幕府倒れて封建制度は廢れ、明治維新以來天皇親政の下に、わが國の古制に基づき、廣く西洋諸國の制度を參照して政治を改良したれば、諸般の制度年を追うて整ひ、全く面目を一新せり。中にも地方自治制度の發達は立憲政體の確立

日是
五箇條文
人ニ属性

自治制度と

の後摺

立と相ならびて最もいちじるしきものなり。

現行の自治制度は舊時の自治の制度に由來せるところ少からず。わが國には古來隣保團結の美風あり。江戸時代に及びては、幕府みづから政治の大綱をにぎり、その他はすべて各藩の大名にまかせたるが、それもおもに士卒に對する政務にとゞまり、百姓・町人などの庶民には、地方の舊慣によりてそれぐ自治の風習を保たしめたり。こゝに於て自治の制度おのづから發達せり。當時村を支配するも



姓百と屋庄

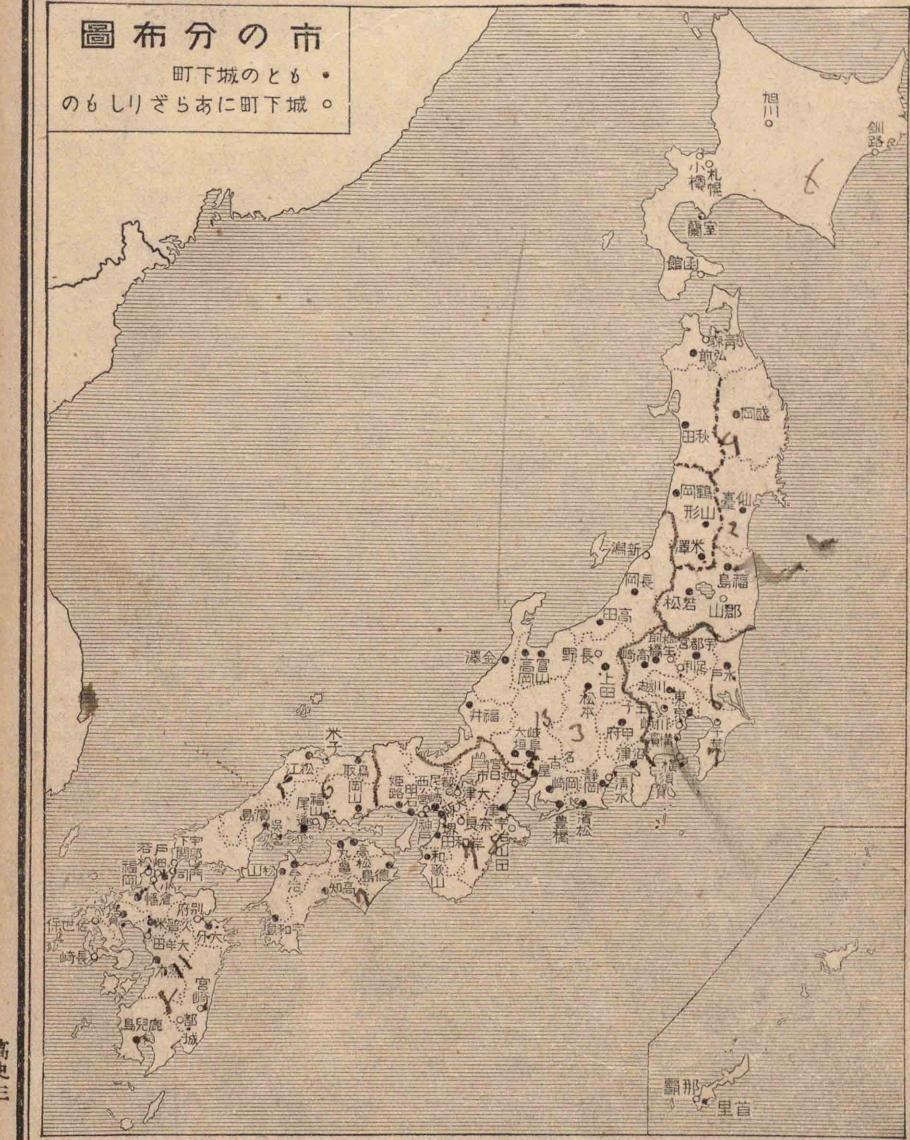
のを名主なぬしまたは庄屋しょうやといひ、その職を世襲するものあれど、また村民の選舉によるもあり。もつぱら領主の命令を奉じて村民を取りしまり、また村内の産業・交通などをもつかさどり、一村の利害には、村民を代表しておのが一身を犠牲さ牲とするを常とす。その下に村民はおほむね五戸を以て組合を作り、その内に起れる事件には共に連帶責任を負ひ、互に善をすゝめ惡を懲こらし、以て部内の治安を維持するにつとめたりき。これを五人組制度ごじんぐみせいどといふ。

かくて地方の政務は主としてかゝる自治の制度によりて圓滑うかるに行はれたりしに、明治維新に至りていつたんこれらの舊制を破りたり。然るに年を追うて再びその必要を感じ、舊來の隣保團結の美風を尊重すると共に、廣くヨーロッパ諸

二万五千以上
市

布
市
市制町村制の發達

國の制度を參照して、こゝに新に自治制度を布けり。すなはち地方共同の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進せしむるために、明治二十一年市制・町・村制を發布し、市・町・村を自治體として、各公選せる議員を以て市・町・村會を組織してその部内の諸般の事務を議せしめ、その議決したることを執行する行政機關としては、公選の市・町・村長を以てこれに當てたり。ついで二十三年さらに府・縣制の發布あり、府・縣には公選せる議員より成れる府・縣會及び府・縣參事會、主としてその部内に於ける財政上の事項を議決する機關となれり。これより自治の制度はおひくに整ひたれば、人々互に相融和し、公共の利益・幸福のために協同一致してますくその運用につとむるに至れり。



市分の布圖

町下城のとものもじりざらあに町下城。

由來 立憲政治の

地方自治の發達とともに内治の制度に一大變革を與へたるは立憲政體の確立なり。けだしいづれの國も、はじめは多く主權者の專制によりて政治を行ひ來りしに、文化の進むにしたがひて、やうやく國民の自覺をよび起し、遂に立憲の政治にうつり行くを常とす。わが國にては、歴代の天皇大政を御みづからしたまふや、常に民意を重んじたまひしかば、政治はきはめてなだらかに行はれたりしに、そののち時勢變遷して政權武家の手にうつりしより、全く將軍・諸大名の獨裁政治となり、民意は多くみとめられざりき。然るに一たび王政に復してより、明治天皇は時勢の進運をみそなはし、廣く人材を求めて公議輿論を採用するの國是を立てたまひ、五箇條御誓文の第一條に、廣く會議を興し萬機公論

立憲思想の
發達

に決すべしと仰せたまへり。政府はこの聖旨に基づきて公議所を設け、地方より公議人を集めて制度・律令を議せしめ、また待詔局を開きて庶民の建言を納るゝなど、おひくに輿論を採用するの施設を進めぬ。

そののち西洋の新文明はしきりに輸入せられ、社會の文化やうやく開け行くにしたがひ、民間にては民權の大いに尊重せざるべからざる所以をさとるに至れり。然るに西洋にては、はやくよりイギリスに於て立憲政治行はれ、じだいにアメリカ・フランス・ドイツの諸國にも行はれたれば、歐米に留學せるものはその議院制度の美を稱し、わが國にも議政權擴張の必要を説くもの多く、遂に明治七年副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平らは民選議院設立の議を建白す

るに至れり。こゝに於て天下これに和し世論囂々たりしが、政府はこれをしりぞけて漸進主義をとり、地方官會議を東京に、府縣會を地方に開かしめて、まづ議政權擴張の歩を進め、立憲政治を立つるの階梯となせり。されど民間には急進を主張するもの多く、あるひは政談演説會を開きて時事を論じ、あるひは新聞・雑誌に筆を敲して輿論をよび起し、以てその主張を貫かんとするものあり。中にも板垣退助は愛國公黨を組織して盛に民權自由の説を唱へ、遂に有志八萬餘人の連署を以て國會の開設を請願するに及べり。かくて一般の政治思想大いに進みたるより、天皇は明治十四年勅を下して、来る二十三年を期して國會を開くべき旨を宣したまふ。よりて板垣退助は自由黨を、大隈重信は改進黨を組織

帝國憲法の
制定

立憲思想
の發達
外末思潮
くより前

板垣
江藤
辰吉

辰桂
前田

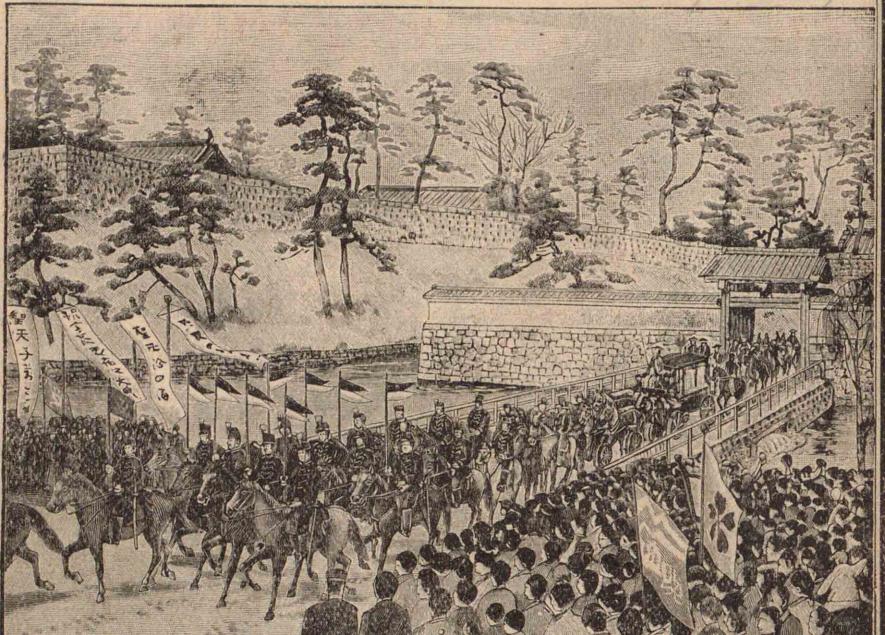
明治十五年
伊集院
吹水

英治
佐藤
張遣入

十七年
三月



帝國憲法の草案成りし
青かば、天皇これを樞密院
山の議に付し、親臨して統
せり。かかる間に大日本



に理したまひ、ひたすら國
於家の隆昌と臣民の慶福
るとを増進せんとの大御
觀心よりこれを欽定せら
式れ、いよ／＼明治二十二
に年紀元節の佳辰を以て
これを發布したまへり。
靈殿に祖宗の神靈を祭
りて制定の事を告げた
てまつり、ついで皇后と
共に正殿に出でまし、皇

族大臣外國公使をはじめ廣く官民を召して憲法發布の大典を擧げたまふ儀をはりて、また皇后と共に青山練兵場に於ける觀兵式に臨御したまふ。鹵簿蕭々宮門を出づれば、萬民沿道に雲集し、歡呼して鳳輦を奉迎す。實に曠古の盛事にして、國民こぞりてこれを祝し、萬歳の聲都鄙に満てり。

欽定憲法

大日本帝國憲法は、わが國體に基づき西洋の法制を參照して定められたる不磨の大典にして、天皇臣民權利義務・帝國議會・國務大臣及樞密顧問・司法・會計・補則の七章七十六條より成れり。すなはち萬世一系の天皇はこの憲法にしたがひて國家統治の大權を行ひたまひ、臣民はこれによりて國家の政務に參與し、生命・財産の安全を保護せらるゝの權利を得ると共に、法律の定むるところにしたがひて兵役に就き、

租稅を納むるの義務を負へり。また立法・司法・行政の三作用を分ち、帝國議會は立法權に參與し、裁判所は司法權を行ひ、中央及び地方の行政官廳は行政をつかさどりて、國政の運用巧に行はることとなりぬ。思ふに諸外國の憲法は、臣民まづこれを制定して君主に迫り、または多年血の雨を降らしたる後はじめて君民の協定にて成れるもの多し。然るにわが國の憲法は、わが建國以來の精神により、時勢をかんがみたまひて、天皇これを欽定したまひ、上下和樂のうちにこれが發布を見るに至れり。これ實にわが國體の精華といふべし。

憲法と同時に皇室典範を制定し、皇位繼承・踐祚即位・成年立后・立太子・敬稱・攝政など、すべて皇室の大事に關する根本の

欽定憲法
日本國憲法
天皇
足りぬ
れども
行政
行
立
三
法
權
明
帝國議會
第一回
第二回
第三回
ト
アム

今年、帝國議會、
第五回
ナリ。

○帝國議會

法則を定めたまへり。これまたわが國體に重大なる關係を有する國家の大法にして、天皇崩ずる時は皇嗣たゞちに践祚して神器をうけたまふ旨を明かにせらるゝなど、列聖の遺法こゝに整ひて國家の基礎いよく固くなりぬ。

憲法の附屬法規として、議院法・貴族院令・衆議院議員選舉法など公布せらる。帝國議會は貴族院・衆議院の二院より成り、法律及び歳入・歳出の豫算はすべて帝國議會の協賛を経るを要す。二十三年十一月、第一回の帝國議會東京に召集せられ、爾來立憲政體の實年と共に舉れり。

第十一 最近世界の形勢と我が外交

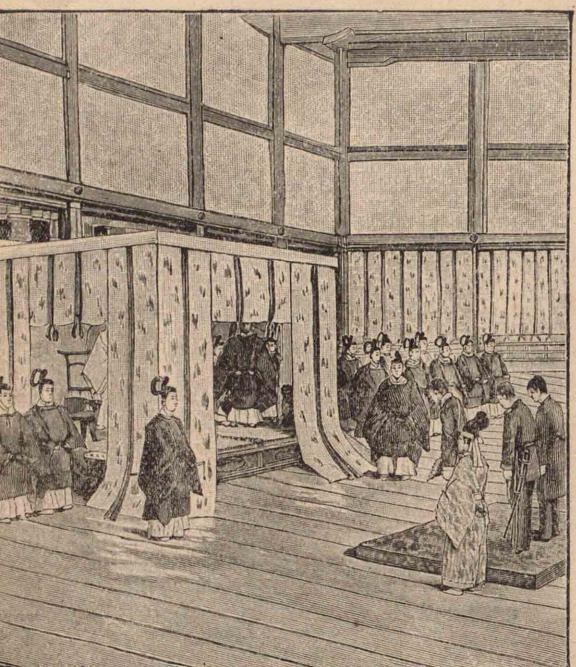
わが國は東洋諸國に率先して立憲政體を確立し年を追う

三
學
期

外交の進歩

高史三

て憲政の美果を收むると共に、ますく外交の歩を進めた。さきに徳川氏國を鎖して士民久しく太平の夢をむさぼりしに、たちまち浦賀灣頭一發の砲聲に目ざめてより、國際關係にはかに紛糾したりしが、やがて明治維新となりて新



ふ賜を謁に使公國外皇天治明

政府は斷然開國の方針を立て、天皇京都の皇宮に於て各國公使に謁を賜ひ、ついで公使をおもなる條約國に駐劄せしめ、廣く歐米の諸外國と親善を重ねたまへり。されど

朝鮮を中心とする西南戰爭とテラ・アラニの形勢
日本本丸四十三年正月北軍日露戰爭變遷

東洋に於ては幾多の外交問題つねに朝鮮を中心として起り、あるひは清國と兵火を交へ、あるひはロシヤと衝突するのやむを得ざるに至りしが、これ一に我の東洋の平和を以て念とせるがためにして、遂に明治四十三年韓國の併合により、禍亂の淵源全く絶たれぬ。こゝに於て我が國の實力大いに諸外國に認められしに、さらに大正三年たまく歐洲大戦起り、これに參加するに及びて我が國はいよいよ世界に重きをなすに至れり。

ヨーロッパの形勢を見るに、ドイツにては、さきに有名なるビスマルク出て自國の發展をはかりしより、國力ますます勃興し、大いに海軍を擴張して從來^は霸を唱へたるイギリスの海軍に對抗せんとし、また、その國內に於ける工業の發達

朝鮮事問題

征韓論

五年

西郷隆盛

江戸新平

板垣退助

後藤象次郎

臺灣事件七年

島交換問題

天津題

日清

日英同盟

八年

歐洲大戰起

條約改正

年

は、世界の市場よりイギリスの商品を驅逐せんとする有様なりしかば、イギリスはためにすこぶる脅威を感じたり。然るにフランスはかねてよりドイツと反目しかつてその屬州をドイツに奪はれたるをうらみ、復仇の念しきりに燃え、またロシヤはヨーロッパに散在せる同民族を統一せんとし、ドイツの同民族統一の理想と相對したり。さればイギリス・フランス・ロシヤの三國は互に協商を結び、これらと利害の關係にて兩立せざるドイツ・オーストリヤ・ハンガリー及びイタリヤの三國同盟に對抗し、こゝに二大勢力相對立しておのづからヨーロッパの大勢を支配し、兩者の衝突はとうてい免るべからざるの勢なりき。

バルカン半島のセルビヤ地方の人民はロシヤと同民族に

我が國の參

しきりに戦備を修め、その艦艇東亞の海洋に出没して東洋の平和を危くするより、我が國は日英同盟の好を重んじ、東洋の平和を確保するためにはドイツに勧告するところありしも、應ぜざりしかば、やむなく大正三年八月遂にドイツに對して宣戦を布告せり。よりてまづイギリス軍と聯合して青島きんたをを陥れ、さらに南洋に進みてマーシャル・カロリン・マリヤナ・ヤップ・バラオなど、ドイツ領の諸島を占領したり。

かゝる間にロシヤにては革命起り、ドイツと單獨に講和を結びたりしも、英・佛などの聯合軍はますく力を合はせてドイツに當りしかば、ドイツ遂に力盡きて和を請ひ、列國の全權委員パリーに於て平和會議を開けり。かくて大正八年ドイツ・オーストリア・ハンガリーなどの諸國に對し、軍備の

て、常にロシヤの後援を得たりしに、オーストリアは日露戰役の結果ロシヤの頓挫せるに乘じ、セルビヤ地方に壓迫を加へたれば、セルビヤの志士は協會を作りてオーストリアの勢力を排斥せんと企て、オーストリアの皇太子を暗殺せしより、こゝにいよく大戰の烽火ほうくわはあがりぬ。すなはちドイツ・オーストリアはセルビヤを伐たんとし、ロシヤ・フランスはセルビヤを助け、イギリスもこれと結びて、互に兵火を交ふるに至れり。その後イタリヤ・アメリカ合衆國などもドイツ側と國交を斷ち、トルコなどはドイツ側に組して共に戦に參加したれば、戰局はいよくひろがり、ヨーロッパ大陸はもとより、海上及び植民地にも波及して、世界空前の大戰となれり。開戦のはじめ、ドイツは租借地そしゃくちたる膠州灣かうしゅうわんにて

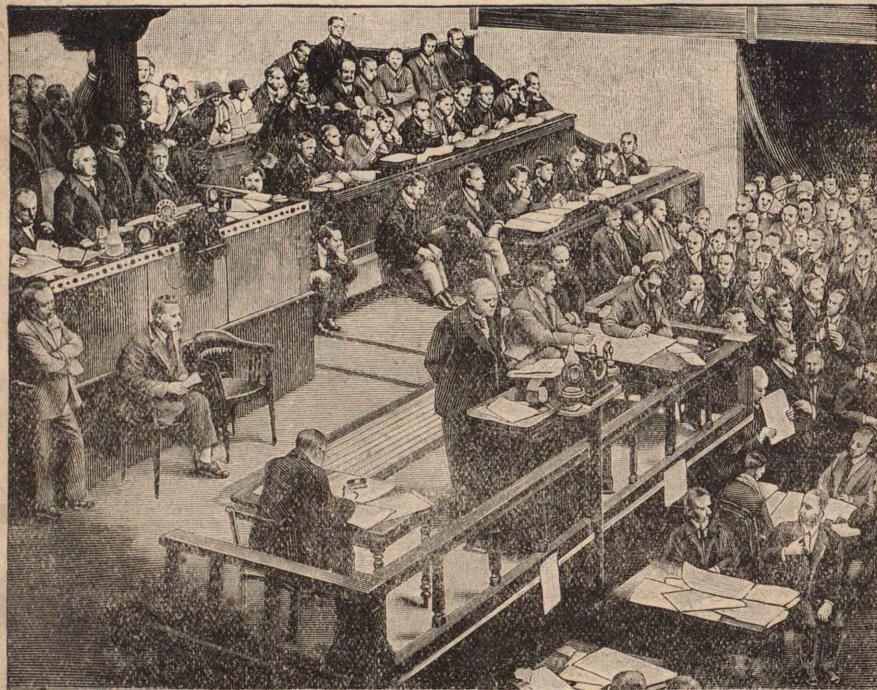
制限、領土の處分、損害の賠償などを議定し、やがてこれら諸國との間にそれぐ、平和條約を結びたり。我が國は西園寺公望・牧野伸顯らの委員をこの會議に参列せしめ、イギリス・アメリカ・フランス・イタリヤの諸國と共に世界に於ける五大國の一として種々の重要會議にあづかりしが、條約の結果我が占領せる舊ドイツ領の南洋諸島を統治する委任を受くるに至りぬ。

なほこの會議のをりアメリカ合衆國大統領ウルソンの提議により、國際間の戰争を防止し世界の平和を保つために、列國の間に國際聯盟を結ぶこととなれり。今やこの聯盟は數十國の加入を得、その本部をスイスのジュネーブに置きて諸種の國際問題を處理しつゝあり。

國際聯盟

ワシントン
會議

ほどなく大正十年アメリカ合衆國は、軍備制限及び極東太平洋問題につきて關係諸國を招きて、ワシントンに國際會議を開きたる。我が國よりは海軍大臣加藤友三郎ら使節として參列し、協議を重ねたる結果、イギリス・アメリカは五、我が國は三、フランス、



議會國際聯盟

イタリヤは一七五の比率を定めて各國の主力艦の噸數を制限し、なほ太平洋島嶼防備にも制限を加へたりしが、この時我が國はイギリス・アメリカ・フランスと共にさらに四國協約を結びて、太平洋方面に於ける各自の屬島・領島に起れる紛議は共同して解決すべきこととせり。

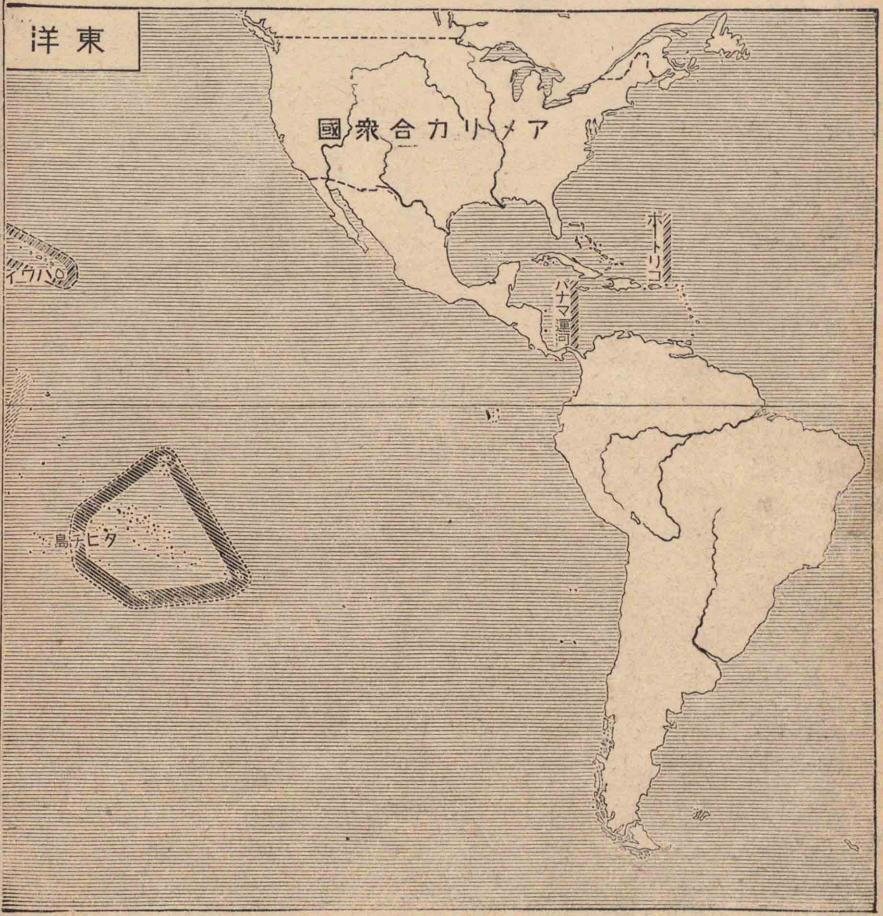
東洋の状勢

南洋諸島	佛領印度
香港	威海衛
オーストラリヤ	ボルネオ
パナマ	海賊民地

かくて世界外交の中心は、やうやく東洋の方面にうつり來りぬ。けだし近世歐米諸國に於て工業いちじるしく發達し、列強はその製品の販路を世界の各地にひろめて、各自國を富まさんとはかりて、じきりに植民政策を施したるが、その活動は大いに東洋に於てあらはれたり。中にもイギリスはやくより印度を經營し、さらにオランダと植民地を交換してマラッカを得、ついで清國とアヘン戦争に勝ちて香港を

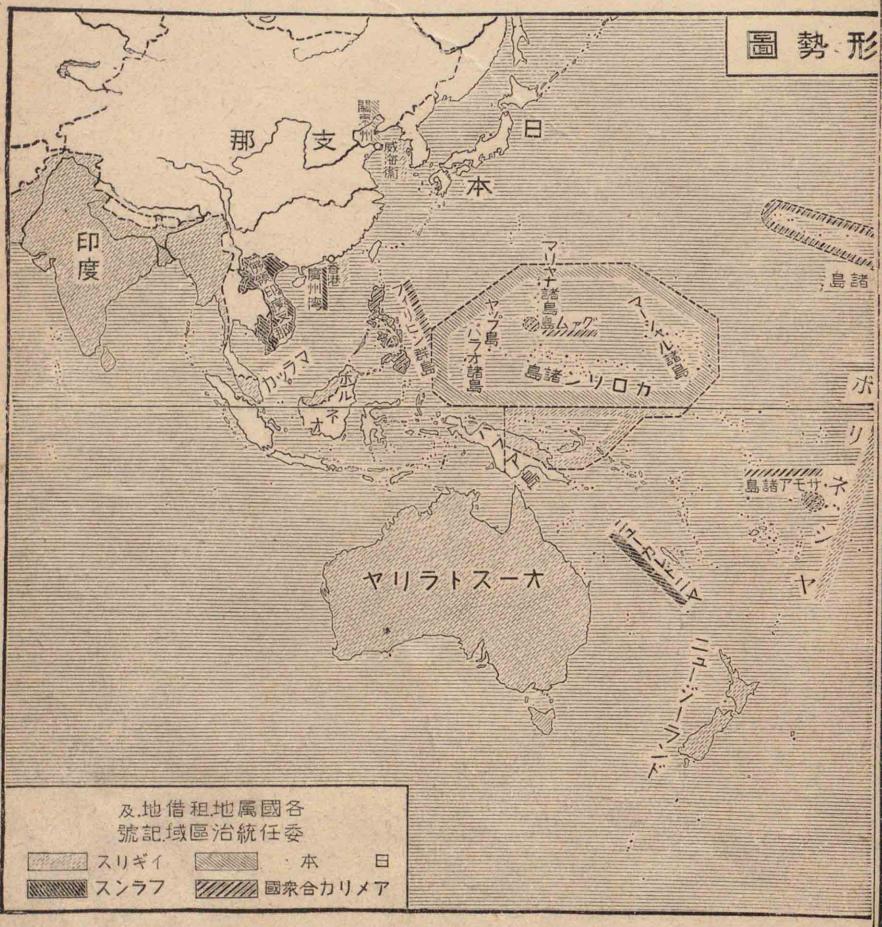
得、日清戦役の後に威海衛を租借しておひく根據地を東方に進め、また南方にてはオーストラリヤの經營をはじめ、ボルネオ・パプア・ニュージーランド及びボリネシア群島中の多數の島嶼を占有し、極東太平洋上に至大の勢力を占めた。フランスはまづ大洋洲にタヒチ島・ニューカレドニヤ島を占有し、ついで交趾支那を取りて遂に今佛領印度支那と成し、日清戦役の後は廣州灣を租借せり。アメリカ合衆國はサモア島を分割し、ハワイ諸島を併合し、イスパニヤと戰ひてフィリピン群島・グアム島などを割譲せしめ、太平洋上に根據を得るに及びて大西洋と連絡するためにパナマ運河を開鑿し、着々東洋に活動の歩を進めたり。しかして歐洲大戦後は、さきにドイツ領たりし太平洋諸島中、赤道以北のものは

我が國の統治に歸し、赤道以南のものは多くオーストラリヤの統治するところとなりしより、太平洋上に於ける



列強の領土はますます交錯して、その關係一層複雜となれり。こゝに於てややもすれば紛議のその間に生ずるな

形勢圖



我が外交方針

きを保せず。これ四國協約の結ばれたる所以なり。ひるがへりて我が隣邦の状勢を見るに、支那はさきに帝政亡びて共和國となり、ロシヤも相ついで共和政治を布き、いづれも内政に一大變動を起せり。しかも東洋の平和を確保せんとする我が外交の方針は從來とかはるところなく、支那共和國とは厚く國交を修め、協同して東洋文化の發達につとめ、またロシヤとも協商して和親を結びたり。現在我が國は、條約を結びて大使または公使を取りかはせる國々ひろく三十餘國に及び、これらの諸國と手をたづさへて世界の平和に盡さんとす、我が國の責任また大なりといふべし。

第十二 現時國勢の一般

高史三

明治維新以來
人文の發達

明治維新以來わづかに六十餘年、内治外交共に驚くべき進歩をなしたりしが、殊に歐洲大戰以來一段の進展をなし、國運の隆昌なること實に古今に絶せり。現時わが國の領土は明治の初年に比してほとんど二倍し、人口はまさに三倍に達せんとし、財政の如きは數十倍の膨大を致し、文化また年年に進みて萬般の事項全く面目を改めたり。われらはよく維新以來人文發達の由來を顧みて新時代に處するの途を講ぜざるべからず。

近時歐洲大戰の慘禍にかんがみて世界平和の主義しきりに唱へらる。世界の平和を保障せんには、まづ自國の獨立を維持して國家の體面を保たざるべからず、これ國防の必要なる所以なり。わが國も明治維新以來國防の事年を追うて

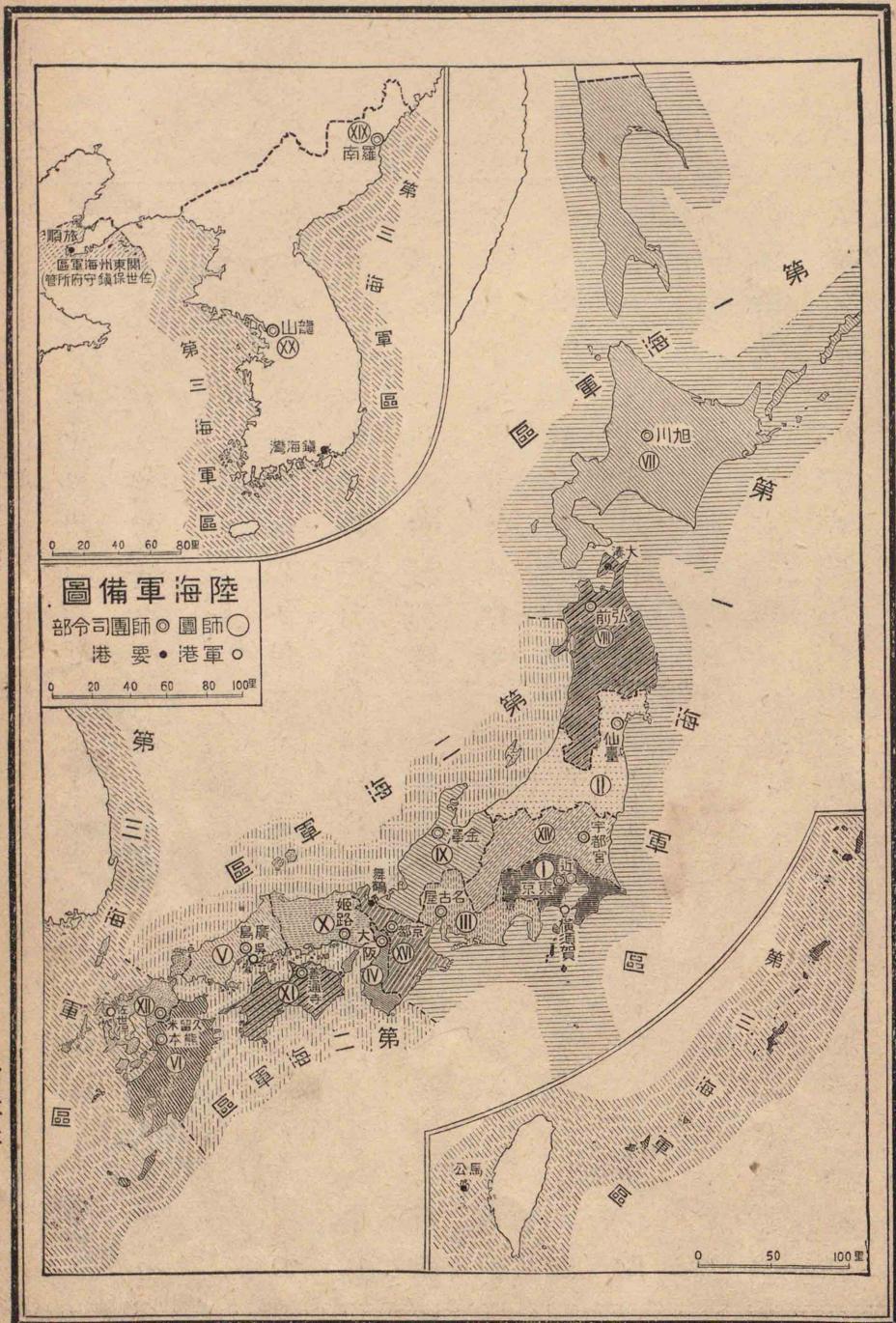
軍備
平時
戰時
聯繫
陸隊
海軍

國防の整備

方西軍／總支レイ計
第十二 現時國勢の一般

百三十一

整ひ、よく世界の列強と伍して國家の威信を發揚したりき。明治のはじめ斷然數百年來の武士の古制に復し、十五年天皇は特に徵兵令を布きて國民皆兵の古制に復し、六年新に軍人に勅諭を下して、軍人の守るところを教へたまへり。爾來海陸の軍備は着々整へられ、日清・日露の兩役をへてしだいに擴張せられ、國防の實いよく備れり。今や陸軍は近衛師團の外十六師團より成り、要地にはそれゞゝ要塞を置けり。海軍は全國の海岸及び海面を三海區に分ち、各區に軍港ありて各鎮守府を置く。天皇は陸海軍を統帥したまひ、國民は滿十七歳より満四十歳までの男子ことゞく兵役に服するの義務あり。今各地に在郷軍人會あり、常に義勇奉公の精神を以て社會公共のために盡し、また全國に青年訓練所



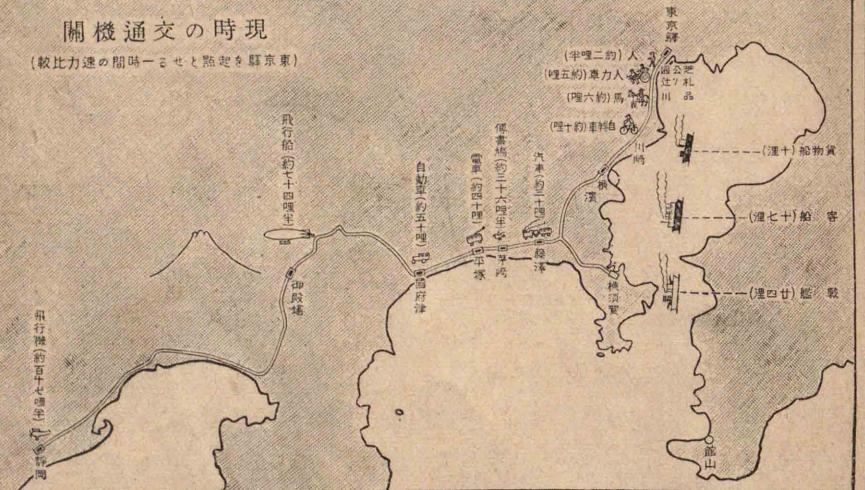
通信交通機
關の發達

設けられ、普通學の外に教練をも課して一般青年の心身を鍛練し、國民の資質を向上し、兼ねて國防に資するの一端となせり。

通信・交通の機關も明治維新と共にたちまち一變し、明治二年はじめて電信線を東京・横濱間に架し、四年には東京・京都・大阪三都の間に郵便制度を開始し、ついで十年電話を京濱間に試用したり。その後いづれも驚くべき長足の進歩をなし、今や無線電信は日常の用に供せられ、ラヂオの放送は廣く行はれて文化の發達を助くるところ少からず。鐵道は明治五年わづかに京濱間に敷かれたるに過ぎざりしが、その線路年々延長し、今や國有と私設とを合はせて一萬哩を越えたり。海運は八年横濱・上海間に外國航路を開きたるを端

振興貿易の
産業

として内外の航路大いに開け、これに使用せらるゝ汽船はすべて二千餘隻、およそ四百萬噸に達せんとし、英・米二國に次ぎ、世界の海運界に於て第三位を占むるの盛況を呈せり。なほ近時航空術によいよ發達して、飛行機・飛行船は一般の通信・交通に供せられて社會に多大の便益をもたらさんとす。通信・交通機關の發達はひいてわが國の産業・貿易を大いに振興せしめたり。かつて西洋に於て蒸氣



高史三

機關及び紡績機などの發明ありてより、從來の工業はたちまち大規模となり、いはゆる産業界の革命を來したりき。我が國もこれら新機械の輸入せらるゝにつれて、政府及び民間に於てしきりに大規模の工業を起したれば、機械・紡績・造船・電氣・化學の諸工業相ついて勃興し、從來の産業界を一變せり。したがひて大資本の會社組織せられ、諸種の産業大いに興り、外國貿易も年を追うて振ひ、生絲・綿織物その他の海外に輸出せらるゝ額もおひくに増加せり。また農業もしだいに學術を應用して米穀・蠶種などの品質を改良し、その產額の増加をうながし、これにともなひて林業・水産業などび興りぬ。しかしていづれにも諸種の組合設けられ、同業者が互にその利便をはかり、相共に研究してその業の發達を

助けたれば、産業界はすこぶる發達したり。されど近年貿易は輸入超過はなはだしく、鐵の如き工業の原料は多くこれを外國にあふぎ、農產物の主たる米穀の類も内地の產出にて需要を満たすに足らず、毛織物はもとより、棉花の如き衣服の原料もこれを外國より輸入せざるべからず。しかして最近わが國の人口は年々數十萬人の增加を見、累年食糧の不足を告げつゝあり。されば、内には北海道・樺太・朝鮮・臺灣などの人口稀薄なる地方に移りてその拓殖につとめ、外には進んで發展の地を海外に求むると共に、ますく産業・貿易を振興して以て國力の充實を期すべきなり。

ひるがへりて文化の方面を見るに、宗教には、明治維新に際し、復古の氣分社會にみなぎるにつれて、一時神道の諸派盛

に興れり。それらはいづれもわが國の神祇を祭り、それぐ
教義を立つるものなり。またキリスト教も開國進取の思潮
にともなひて、やうやく江戸時代のながき教禁より解かれ
てその布教を許され、年を追うてひろまりぬ。されど古來最
も深く人心にしみ、國民多數の信仰を支配するものは、もと
より佛教にして、多くの信徒を有し、教界に勢力を占む。これ
ら神・佛・耶の三教は、はじめ互に相排撃してまゝ迫害を加ふ
ることもありしが、憲法の制定ありて信教の自由を許され
たるより、やうやく融和して、いづれも圓満なる發達を見る
に至れり。教育は、明治五年新に學制がくせいを頒布し、貴賤貧富の別
なく、男女ことぐく學に就かしめ、初等教育より高等教育
に至るまですこぶる遠大なる規模を以て教育の制度を定

めたり。これより國民の普通教育はしだいに普及し、各種の
専門教育はおひくに進歩せり。殊に二十三年十月三十日、
明治天皇教育に關する勅語を下して國民道德の大本を示
したまひしかば、教育の方針いよ／＼確立したり。かくて全
國官公私立の學校はます／＼整備して大いに社會文運の
向上をうながし、これがために諸種の科學・文學・美術・技藝は
いちじるしく進歩したり。されど一時は新奇を競ふのあま
り、文藝より風俗の末に至るまでみだりに洋風を模倣モナフし、か
へつてわが固有の藝術・美風を顧みざるもの少からざりし
が、ほどなく國民は自覺してよく國粹を保存し、兼ねて彼の
長所を採取して遂に健全なる文運の發達をとげぬ。この間
に圖書・新聞・雑誌などの出版事業も年と共に進みて、すこぶ

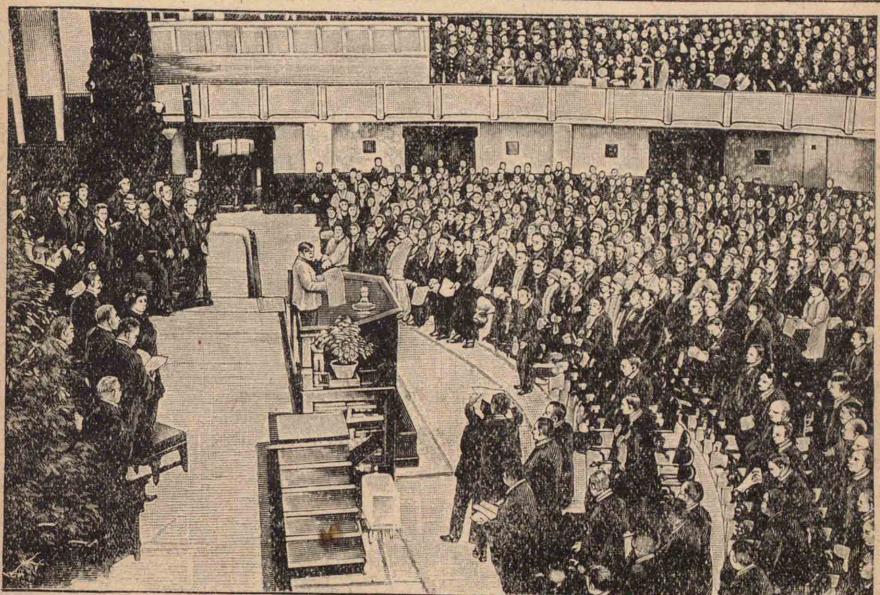
時勢の推移
と社會の改善

る文化の普及を助けたりき。

最近新奇なる思想のしきりに西洋より入來れるにつれ、わが國民の中にもこれが影響を蒙るものあると共に、經濟の急激なる發達は、やゝもすれば生活の安定を缺きために諸種の紛争を生ぜんとする傾向あり。されど社會には法律・道德・慣習などあり、人々これを遵守することによりてその幸福を増進するを得るものなれば、われらはこれを尊重して融和協調、以て共存共榮の實を擧ぐるにつとむべきなり。今や、政治上には、普通選舉を行ひて國民の政治に參與する範圍をひろめ、また陪審制度を設けて司法にも參與する途を開き、經濟上には、小資本の農商工業者をして協同互助の目的を以て信用・販賣・購買・利用などの産業組合を設けしむる

と共に、一面救濟・保護・教化の社會事業を起し、世界の進運にともなひて社會の健實なる進歩發達につとめつゝあり。

現時世界の思潮はすこぶる動搖し、國家の盛衰興亡も常なき時に當り、獨りわが國は建國以來萬世一系の皇室を中心として發展し、歷代天皇の仁慈は國民の忠君愛國の至情と共に萬古かはらず、以て今日の繁榮を致せり。かくておほむね平和のうちに育ちたるわが國民は、古來外國の文化を容れてよく國風に同化し、儒教も佛教もはた歐米の文化も皆その長を採り短を捨てて、偉大なる成績を擧げ、こゝに燦然たる現代の文化を造りぬ。われらは將來ますくこの卓絶せる國體を擁護し、天地と共にきはまりなき皇運を扶翼したてまつり、またさらに東西兩洋の文化を融合して一大文



汎太洋學術會議開かる

化を創造し以て世界の文明に貢獻せざるべからず。今や社會萬般の事業はすこぶる國際協同の氣分を帶ぶるに至り、國際聯盟に於ては世界各國の軍備問題・労働問題などを解決するため會議を開き、その他經濟に、教育に、學術にはた赤十字事業に、通信事務に、いづれも萬國協議をとげて相互の利益をはかり、人

類の幸福を進めつゝあり。最近わが國に於て汎太平洋學術會議の開かれて各國の諸學者來集し、各々その研究を發表討議し、世界文化の貢獻に光彩を放ちたるが如きは、なほ吾人の記憶に新なるところなり。われらよろしくこの趨勢にかかるがみ、わが國家社會の發達に盡すと共に、進みて世界人類共同の福利を増進するにつとむべきなり。

顧みれば悠久數千年、わが帝國の歴史は燦として東亞の天地に輝けり。されば、ひるがへりて世界に於ける帝國の現勢を見んか、その經濟力に於て未だ歐米の文明國に比すべくもあらず、その文化に於てまた彼に及ばざるところ多し。前途はなほ遠く、われらの責任や重し。國民ますく奮勵せずして可ならんや。

等高 小學 國史 第三學年用 終

高史三

年 表

御代數	天	皇	紀元	年	號	摘要
一	神武	天皇	四	元		即位の禮を檜原宮に挙げたまふ
二	垂仁	天皇	三	元		皇祖を鳥見山に祭りたまふ
三	同	天皇	二	元		神鏡を大和笠縫邑に遷し天照大神を祭りたまふ
四	仲哀	天皇	一	元		農は天下の大本なりとの詔を下したまふ
五	同	天皇		元		神鏡を伊勢五十鈴川の上に遷し大神を祭りたまふ
六	同	天皇		元		田道間守を海外に使せしめたまふ
七	同	天皇		元		天皇崩御、翌年田道間守歸朝す
八	同	天皇		元		神功皇后新羅を伐ちたまふ
九	同	天皇		元		田道間守より傳はる
十	同	天皇		元		縫工百濟より來朝す
十一	同	天皇		元		儒教百濟より傳はる
十二	同	天皇		元		鍛冶・醸酒・機織などの職工百濟より來朝す
十三	同	天皇		元		陶工・畫工・錦織の職工など百濟より來朝す
十四	同	天皇		元		() 佛教百濟より傳はる

西元	三三三	元
文天孝	同	同
武智德	同	同
天天天	同	同
皇皇皇	同	同
二三六 同	三〇五	二九〇
大七	大四	二三
寶化	化	二十
元	元	六五
年	年	四年
年	年	年
年	年	年
年	年	年
年	年	年
年	年	年
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
(隋支那を統一す)		
百濟の僧觀勒曆法及び天文・地理の書を傳ふ		
聖德太子冠位十二階を定めたまふ		
太子十七條の憲法を作りたまふ		
鳥佛師に大仁冠を賜ふ○太子經典を講じたまふ		
遣隋使の始○太子法隆寺を建てたまふ		
留学生はじめて隋におもむく		
藥狩はじめて行はる		
(隋亡び唐起る)		
太子薨じたまふ		
遣唐使の始		
蘇我氏亡ぶ		
新政はじまる		
近江令成る		
大寶律令成る		

聖 天 皇	昭 和 天 皇	清 和 天 皇	同 和 天 皇	嵯 峨 天 皇	平 和 天 皇	桓 武 天 皇	聖 武 天 皇	元 正 天 皇	元 明 天 皇	元 天 皇
一 一 ○ ○	二 一 ○ ○	三 一 ○ ○	四 一 ○ ○	五 一 ○ ○	六 一 ○ ○	七 一 ○ ○	八 一 ○ ○	九 一 ○ ○	十 一 ○ ○	十一 ○ ○
天 慶 同	延 喜 同	寬 平 仁 和 天 喜	天 和 仁 和 天 喜	仁 安 同	弘 仁 同	大 同 同	同 同 同	延 曆 十 五 年	天 平 老 銅 元	養 和 銅 元
四 七 年	五 五 年	六 三 年	七 二 年	八 二 年	九 二 年	一 元 年	一 元 年	二 十三 年	二 十 三 年	三 年
天 慶 の 亂	（唐 亡 ぶ）	古 今 集 成 る	遣 唐 使 の 派 遣 を と ど む	藤 原 基 經 關 白 と な る	藤 原 良 房 攝 政 と な る	坂 上 田 村 麻 呂 薨 す	藤 原 冬 嗣 勸 學 院 を 立 つ	藏 人 所 を 置 く	空 海 真 言 宗 を 傳 ふ	最 澄 ・ 空 海 の 兩 僧 唐 に お も む く
(唐 亡 ぶ)										

癸	八	合	夫	吉	宣	壽	老	二	高	安	同	同	圓	一	同	同	村	上	天	天	皇
同	同	同	同	同	同	同	同	後	堀	後	後	同	同	後	後	同	同	上	天	天	皇
後	鳥	德	倉	條	白	冷	泉	河	河	天	天	天	天	天	天	天	天	上	天	天	皇
羽	天	天	天	天	天	泉	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	上	天	天	皇
天	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇	上	天	天	皇
八	究	同	八	暨	八	暨	八	暨	八	元	五	元	元	元	元	二	四	二	五	二	五
八	暨	同	八	暨	八	暨	八	暨	八	元	五	元	元	元	元	二	四	二	五	二	五
同	同	文	文	文	壽	治	安	平	保	寛	康	長	正	貞	江	同	天	天	天	天	天
					治	承	永	承	元	元	元	元	元	元	元	五	元	元	元	元	元
五	三	元	四	三	二	四	元	元	元	元	元	元	元	元	元	二	四	二	五	二	五
三	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

和歌所を置く

藤原安子皇后に立てられたまふ
内裏炎上(宋起る)

關白藤原兼通職を從兄頼忠に譲りて薨す

關白藤原兼家職を長子道隆に譲りて薨す
關白道隆薨じ弟道兼關白となりまた薨す

前九年の役平ぐ

後三年の役平ぐ

保元の亂

平治の亂

法然淨土宗を開く

源頼朝平氏の家人伊東祐泰の請をいれて放つ

平氏西海に落つ

宇治川の戦

屋島の戦○平氏壇浦に亡ぶ

頼朝奏請して守護・地頭を置く

千載集成る

頼朝平泉を滅し河田次郎を斬る

癸	九	兌	兌	兌	兌	兌	兌	癸	同	後	鳥羽天皇
同	同	同	同	同	同	同	同	仲	士	後	鳥羽天皇
後醍醐天皇	宇多天皇	深草天皇	嵯峨天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	恭	御門	羽天皇	一八五
一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一九三	一八五
建元同弘武 安治	同永 仁	同永 仁	同永 仁	同永 仁	同永 仁	同永 仁	同永 仁	同承 久	同承 久	同承 久	建元同
元三 五年	五 年	四 年	二 年	元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	元 年	建元同
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建武中興	北條氏亡ぶ	北條時宗圓覺寺を建つ	僧一遍時宗を開く○(マルコ、ボーロ元に到る) (元宋を滅す)	文永の役	僧道元永平寺を建つ	僧親鸞真宗を開く	僧道元宋より歸朝して曹洞宗を傳ふ	北條泰時貞永式目を定む	僧日蓮法華宗を開く	北條時頼建長寺を建つ	僧一一遍時宗を開く○(マルコ、ボーロ元に到る) (元宋を滅す)

五	四	三	二	一
同	後村上天皇	長慶天皇	後小松天皇	後龜山天皇
同	後柏原天皇	稱光天皇	後花園天皇	後土御門天皇
同	奈良天皇	天祐天皇	天祐天皇	天祐天皇
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
十二年	三〇二	三〇一	三〇〇	二九九
十一年	三〇三	三〇二	三〇一	二九八
十二年	三〇四	三〇三	三〇二	二九七
元年	三〇五	三〇四	三〇三	二九六
十四年	三〇六	三〇五	三〇四	二九五
七年	三〇七	三〇六	三〇五	二九四
正月	三〇八	三〇七	三〇六	二九三
文永	三〇九	三〇八	三〇七	二九二
十二年	三十	三〇九	三〇八	二九一
正月	三十	三一〇	三〇九	二九〇
元年	三十	三一〇	三一〇	二八九
十五年	三十	三一〇	三一〇	二八八
足利義政銀閣を東山に造る	○(コロンブス、アメリカを發見す)	足利氏天龍寺船を元に遣はす (明元を滅す)	足利義滿金閣を北山に造る (朝鮮起る)○神器を後小松天皇に傳へたまふ	足利義滿はじめて明と好を修む
足利義教再び明と好を修む	○(バスコ、ダ、ガマ印度に到る)	足利義持明との通好を絶つ	足利義滿の通好を絶つ	足利義教再び明と好を修む
對馬の宗氏朝鮮と貿易を約す (トルコ、コンスタンチノープルを陥る)	○(ポルトガル人印度のゴアを取る) (ルーテル宗教改革を唱ふ)	足利義教再び明と好を修む	足利義教再び明と好を修む	足利義教再び明と好を修む
足利義政銀閣を東山に造る	○(マゼラン、フィリピン群島に到る) (ザビエル印度に到る)	足利義政銀閣を東山に造る	足利義政銀閣を東山に造る	足利義政銀閣を東山に造る
足利義政銀閣を東山に造る	○(ポルトガルの商船大隅種子島に漂着す)	足利義政銀閣を東山に造る	足利義政銀閣を東山に造る	足利義政銀閣を東山に造る

元	元	元	元	元	正	天	皇	
明	同	同	同	同	親	良	天	皇
正	水	尾	天	皇	町	奈	天	皇
天	天	天	天	天	陽	良	天	皇
皇					成	天	天	皇
三九								
寛	元	元	同	同	慶	文	元	天
永	和	和	同	同	文	文	十八	年
五	元	十八	十	二	長	正	二	年
七年	年	七年	四年	六年	祿	龜	七年	
					十五	十九	十三	
					年	年	年	

○ザビエル鹿児島に來りキリスト教を傳ふ
(イスパニヤ政廳をルソンに立つ)
(ロシャ、シベリヤの經略をはじむ)

(オランダ獨立を宣言す)

九州三大名の使ローマに入る。

○豊臣秀吉キリスト教を禁ず

德川家康藤原惺窩を招きて經史を講せしむ
(オランダ船豐後に漂着す) ○京都所司代を置く (イギリス人東印度會社を起す)

はじめて銀座を置く

朝鮮との通交開かる

林道春家康に仕ふ

オランダに通商を許す

京都の商人らをメキシコに遣はす

○幕府キリスト教を禁ず
(イギリスに通商を許す) ○伊達政宗支倉常長を西洋に遣はす

○公家諸法度を定む
(オランダ人ジャバ島のバタビヤに根據を定む)

○洋書の輸入を禁ず

元	二	三	四	三	三	三	三	明	同	明	正	天	皇
光	後	桃	同	同	中	同	東	靈	同	同	同	天	皇
格	櫻	園	同	同	御	同	山	元	同	同	同	天	皇
天	町	天	天	天	門	天	天	天	天	天	天	天	皇
皇	天	天	天	天	皇	天	皇	皇	皇	皇	皇	皇	皇
西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
元	七	九	八	六	五	三	二	一	三	三	三	三	三
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

朱印船以外の海外に渡航するを禁す
一般邦人の海外に渡航するを禁す○長崎に出島を築く
島原の亂平ぐ
オランダ以外の西洋諸國の通商を禁す
平戸のオランダ商館を出島に移さしむ
徳川光圀大日本史の編纂をはじむ
(明亡び清支那を統一す)
河村瑞賢江戸・陸奥間の海運を、翌年江戸・出羽間の海運
をはじむ
(ロシヤ清國と國境を議定す)
湯島の聖堂成る
(ロシヤ、カムチャッカ半島を占領す)
ロシヤ千島の侵略をはじむ
オランダ・清國との貿易額を制限す
洋書輸入の禁を緩む
關東諸國に檢地を行ふ
竹内式部追放せらる
山縣大貳斬らる
柴野栗山昌平校の教授となる

三	三	二五〇
同 同 同 同 孝 同 同 同 同 仁 同 同 同 同 光		
明	孝	格
天	天	天
皇	皇	皇
二五三	二五〇	二五〇
二五〇	二五七	二五八
二五四	二五四	二五三
二五三	二五〇	二五〇
二五〇	二八七	二八五
二八五	二八六	二八六
二八六	二八七	二八七
二八七	二八八	二八八
二八八	二九〇	二九一
二九一	二九四	二九四
二九四	二九七	二九七
二九七	二九八	二九八
二九八	二九九	二九九
二九九	二〇〇	二〇一
二〇一	二〇三	二〇二
二〇三	二〇四	二〇三
二〇四	二〇五	二〇四
二〇五	二〇六	二〇五
文	文	文
萬	安	弘
久	延	保
元	政	政
五	永	化
四	化	化
元	十三	十一
年	年	年
年	年	年
年	年	年
年	年	年

異學の禁を令す

尾藤二洲昌平校の教授となる

(ナポレオン、フランス皇帝となる)

ロシヤ人樺太に寇す○(オランダ、フランスの王國となる)

ロシヤ人蝦夷地に寇す

イギリスの軍艦長崎にて亂暴す

(イギリス、マラッカを得)

外國船撃攘令を發す

(イギリス清國と戦ふ)

を取る)

外國船撃攘令を緩む○(清國イギリスと和して香港を割譲す○フランス、タヒチ島を取る)

(アメリカ合衆國清國と通商條約を結ぶ)

合衆國の使ペリー来る○(フランス、ニューカレドニヤ島を取る)

合衆國との和親條約成る

(イギリス・フランスの兩國清國と戦ふ)

合衆國との通商條約成る

○ 櫻田門外の變
(フランス交趾支那を取る)

明治天皇御在位成業

○ノ部特ニ大ナル御書

高史三

三一

明治天皇

二五七

慶應二年十月廿日

○徳川慶喜政權を奉還す

外國公使に謁を賜ふ

明治元年二月

同年三月

同

年十二月

○五箇條の御誓文を宣したまふ

公議所を東京に置く

諸藩主版籍を奉還す

同二年正月

同三年三月

同

年十二月

○東京・横濱間に電信を通す

同三年閏十月

同

年正月

○東京・京都・大阪間に郵便制度を布く

同四年正月

同

年二月

○東京・横濱間に鐵道を通す

同五年二月

同

年八月

○新に學制を布く

同六年一月

同

年一月

○徵兵令を布く

副島種臣ら民選議院の設立を建白す

同七年一月

同

年二月

○上海航路開かる

同八年二月

同

年六月

○第一回地方官會議開かる

同九年十一月

同

年六月

○東京・横濱間に電話を試通す

同十二年三月

同

年三月

○府縣會はじめて開かる

十三年

しきりに國會の開設を請願す

三三 明治天皇

明治十四年十月	國會開設の勅語を賜ふ○自由黨成る
同十五年一月	○軍人に勅諭を賜ふ
同三年三月	伊藤博文をヨーロッパに遣はす○改進黨成る
同十六年	(ドイツ・オーストリア・イタリヤの三國同盟成る)
同十七年	(イギリス、バブア島の地を取る)
同十八年十二月	○内閣制度を立つ
同二十三年四月	○樞密院設けらる○市制・町村制公布せらる (イギリス、ボルネオ島の地を取る)
是年	○皇室典範・帝國憲法發布せらる
明治二十三年五月	○府縣制公布せらる
同二十三年五月	○教育に關する勅語を賜ふ
同年十月三十日	○第一回帝國議會開かる
同二十三年十一月	(ロシヤ・フランスの二國同盟成る)
同二十四年二月	○清國との講和條約成る
同二十六年八月	○清國との國交を絶つ
同二十七年四月	(合衆國イスパニヤと戰ふ)
同二十八年四月	(イギリス清國威海衛を租借す○合衆國ハワイを併はす)
同二十九年七月	(合衆國フィリピン群島を併はす)
同十二月	

三三	明治天皇	二五九
同	明治二年十一月 是年	明治二年十一月 (フランス清國廣州灣を租借す)
同	明治三十四年 同三五年一月	明治三十四年 (合衆國サモア島を分割す)
同	同三七年二月	(オーストラリヤ聯邦成る)
同	明治三十六年九月 年	イギリスとの同盟協約成る
同	明治四十年八月 (イギリス・フランスの二國協商成る)	ロシヤとの講和條約成る
同	明治四十五年二月 (清國亡びて支那共和國起る)	韓國を併合す
同	大正三年六月 (オーストリア皇太子暗殺せらる)	中華民国下る
同	同年七月 (オーストリア、セルビヤと戦ふ)	○(イタリヤ大戰に參加す)
同	同年八月 ○(ドイツとの國交を絶つ) ○(ドイツ領南洋諸島を占領す) (トルコ大戰に參加す)	○(バナマ運河開通す)
同	同年十月 ○(ロシヤに革命起る) (合衆國大戰に參加す)	青島を陥る

		三三									
		大正天皇									
		二五九									
今上天皇		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和元年十二月		昭和元年十二月	同十一年二月	同十一年二月	同十五年十月	同十五年十月	同十一年二月	同十一年二月	同十一年二月	同十一年二月	同十一年二月
天皇踐祚したまふ		天皇踐祚したまふ	○汎太平洋學術會議開かる	○海軍軍備制限に關する條約成る	○日・英・米・佛の四國協約成る	○ハンガリーとの平和條約成る	○オーストリアとの平和條約成る	○ドイツとの平和條約成る	ドイツ和を請ふ	(ロシヤ・ドイツの和成る)	
三四											

昭和三年一月廿三日翻刻印刷

高等小學國史第三學年用

昭和三年二月廿八日翻刻發行

臨時定價金拾七錢

津

著作權所有

發著作者兼

文部省

昭和三年七月二日文部省検査済

翻刻發行
兼印刷者

代表者

石川正作

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地

東京書籍株式會社

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地
東京書籍株式會社工場

發賣所

東京市麹町區飯田町一丁目二番地
株式會社國定教科書共同販賣所